

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」に関する実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 25 年 8 月 28 日

国土交通省関東地方整備局長 深澤 淳志

防災ヘリコプター維持管理・運営事業

実施方針

平成 25 年 8 月 28 日

国土交通省

《 目 次 》

I. 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法に関する事項	4
II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	5
2 優先交渉権者の決定手順及び決定方法	5
3 応募者の参加資格要件等	7
III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 事業者の責任の明確化に関する事項	10
2 事業者の責任の履行確保に関する事項	10
IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1 本事業防災ヘリコプターの格納庫の確保に関する事項	11
V. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
1 疑義が生じた場合の措置	12
2 管轄裁判所の指定	12
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	13
2 事業の継続が困難となった場合の措置	13
3 融資機関又は融資団と国との協議	14
VII. 法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	15
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	15
3 その他の措置及び支援に関する事項	15
VIII. その他特定事業の実施に関する必要な事項	16
1 本事業に関連する事項	16
2 今後のスケジュール(予定)	17
3 情報公開及び情報提供	17
4 本事業に関する問い合わせ先	17
様式-1 直接対話・参加申込書【提出期限:平成 25 年 8 月 30 日】	2
様式-2 実施方針に関する質問書【提出期限:平成 25 年 9 月 5 日】	2
様式-3 実施方針に関する意見書【提出期限:平成 25 年 9 月 5 日】	2

I. 特定事業の選定に関する事項

国土交通省（以下「国」という。）は、防災ヘリコプター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 25 年 6 月 6 日。民間資金等活用事業推進会議）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

防災ヘリコプター維持管理・運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

防災ヘリコプター

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 太田 昭宏

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 関東地方整備局長 深澤淳志）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）が締結することを予定している。

(4) 事業目的

国は、大規模災害等発生時における応急対策に必要な被災状況の把握、河川・道路の施設点検、危険箇所等の把握、環境調査など治水・道路計画策定のための各種調査を的確に実施するため、昭和 62 年から平成 17 年度までの間、8 機の防災ヘリコプターを購入・整備し、日本全域をカバーできるよう各地方整備局に配備してきた。将来的にも、引き続き迅速かつ確実な災害対応等を図るため、現在の配備態勢を維持継続することが必要である。そのような中、関東地方整備局に配備されている現在の防災ヘリコプター「あ

おぞら号」は、導入後、25年を経過し、老朽化等を含め早急な更新が求められている。その際、本事業をPFI法に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、防災ヘリコプターの維持管理・運営を行うことを目的とするものである。

(5) 特定事業に係る業務の概要

本事業の実施に際して、国と事業契約を締結し実施をする者（以下「事業者」という。）は、以下の特定事業に係る業務を実施する。

各業務の概要については、「業務要求水準書（案）」（資料-I）によるものとし、詳細は募集要項公表時に示す。

① 本業務の全般管理に関する業務

事業者は、各業務を効果的かつ効率的に実施できる体制を構築し、本事業の目的を踏まえ、事業の確実性及び安定性を維持するため、各業務の実施について統括的に管理する。

② 防災ヘリコプターの確保に関する業務

事業者は、本事業で運航する防災ヘリコプター及び事業目的に必要な装備品を確保し、防災ヘリコプターを運航できる状態で配備する。確保の方法としては、例えば、購入、リース、現保有機活用などが考えられる。

③ 防災ヘリコプターの維持に関する業務

事業者は、本事業で運航する防災ヘリコプターの維持を行う。

④ 防災ヘリコプターの運航に関する業務

事業者は、本事業で運航する防災ヘリコプターの運航を行う。

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で防災ヘリコプターを確保した後、自らの費用で法に基づく手続きを行い、運航できる配備を行った後、防災ヘリコプターとしての目的を果たすため、事業期間中にわたって、維持管理・運航を行う。

事業期間中にわたって、自らの確保し、事業終了後も機体を国に譲渡しない、いわゆるBOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結

の日から平成 46 年度末までの約 21 年間で予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

平成 26 年 3 月	事業契約の締結
平成 27 年 4 月	防災ヘリコプターの維持管理・運航の開始
平成 47 年 3 月	事業契約の終了

(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用（以下「サービス対価」という。）を、国が事業契約に基づき、運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。なお、サービス対価の支払いの詳細については、別添資料 1 を参照すること。

(9) 本事業の実施に関する協定等

国は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については募集要項公表時に示す。

② 事業契約の締結

国は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、事業者は、実施方針、募集要項、事業者が提案した事業内容及び事業契約の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については募集要項公表時に示す。

(10) 遵守すべき法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則等を含む。）等を遵守することとする。

- 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- 航空機製造事業法（昭和 27 年法律 237 号）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号）
- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

国は、PFI 法、基本方針及びVFMに関するガイドライン（平成 20 年 7 月 15 日改定）等を踏まえ、事業者が実施することにより効果的かつ効率的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表

国は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、関東地方整備局ホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者決定するものとする。事業者の決定にあたっては、事業スキーム、維持管理・運営方法等について、幅広い提案を求めることから企画競争方式を採用し、民間事業者からの提案を総合的に評価するものとする。

なお、本事業については、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

2 優先交渉権者の決定手順及び決定方法

国は、以下の手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については募集要項公表時に示す。

(1) 有識者等委員会の設置

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成は募集要項公表時に示す。

(2) 競争的対話

国は、応募者との意思の疎通を図り、応募者が国の意図に合致した提案ができるよう、実施方針公表後の直接対話のほか、事業の内容に関する質問への回答を行うことを予定している。

(3) 募集要項の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る募集要項について、関東地方整備局ホームページへの掲載により公表する。

(4) 質問受付

国は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、募集要項公表時に示す。

(5) 質問回答の公表

国は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、関東地方整備

局ホームページへの掲載により公表する。なお、質問の内容が質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

(6) ヒアリング

国は、必要に応じて審査資料の内容についてヒアリングを行う。

(7) 優先交渉権者の選定

国は、審査資料を提出した者を対象に、有識者委員会における審議の結果を踏まえ、審査資料を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(8) 審査結果の通知及び公表

国は、提案を総合的に評価した結果について、審査資料を提出した各応募者に通知するとともに、関東地方整備局ホームページへの掲載により公表する。

(9) 基本協定・事業契約の締結

① 基本協定の締結

国は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約の締結

国は、基本協定締結後、優先交渉権者からの提案に基づき、事業者との間で事業契約を締結する。

(10) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、又は本事業をPFI方式により実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかにホームページ等で公表するものとする。

(11) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用することができるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる

責任は、応募者が負う。

③ 資料の公表について

国は、優先交渉権者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

3 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、I 1 (5) ①～④に掲げる業務等を実施する予定の単独の企業等又は複数の企業等によって構成されるグループであること。
- ② 応募者のうち、応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を加えて構成される。
- ③ 応募グループを構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立しても構わない。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。
 - a. 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - b. 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - c. SPCの株主は、原則として事業期間等終了時点までSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。
- ④ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、I 1 (5) ①～④のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、

この限りでない。

⑧ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

a. 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(B)について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A)親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c. その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a. 又は b. と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の参加資格要件

① 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たすこと。

a. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b. 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

c. 第一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

d. 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当する者又はその者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

e. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

f. 国が本事業に関する検討を委託した八千代エンジニアリング株式会社（同協力事

務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

- g. 2 (1) に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

② 本事業防災ヘリコプターの確保を実施する企業の参加資格要件

I 1 (5) のうち②本事業防災ヘリコプターの確保を実施する企業(以下「ヘリ確保企業」という。)は、以下の要件を満たすものとする。

- a. 企画提案書の提出時点で、航空法第3条に基づく航空機登録を行った機体を所有していること(本事業における航空機登録を求めているものではない)。

③ 本事業防災ヘリコプターの維持を実施する企業の参加資格要件

I 1 (5) のうち③本事業防災ヘリコプターの維持を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a. 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA～D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- b. 日本国内の整備工場で維持管理を実施できること。
- c. 以下の条件を全て満たす整備士を確保できる者であること。
- (ア) 航空法で定める一等航空整備士の資格を取得している者を配置できること。
- (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。
- (ウ) 平成20年4月1日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。

④ 本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業の参加資格要件

I 1 (5) のうち④本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業(以下「ヘリ運航企業」という。)は、以下の要件を満たすものとする。

- a. 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA～D等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- b. 航空法第100条に規定する航空運送事業を営み、当該ヘリコプターの運航管理施設等を確保できる者であること。
- c. 以下の条件を全て満たす操縦士を複数名確保できる者であること。
- (ア) 航空法で定める事業用操縦士の資格を取得している者を配置できること。
- (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。
- (ウ) 平成20年4月1日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。

III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国と事業者のリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、効果的かつ効率的な事業実施を可能とし、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表（案）」（別添資料2）による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、募集要項公表時に示す。

2 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 実施状況の監視及び改善勧告

国は、事業者が事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、業務要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するため、本事業の実施に関する各業務について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。なお、詳細については募集要項等公表時に示す。

(2) 防災ヘリコプター等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、本防災ヘリコプター等の変更が必要になった場合には、国と事業者は、事業目的に示した機能の確保の方策や対価等について協議を行う。

IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業防災ヘリコプターの格納庫の確保に関する事項

国は、防災ヘリコプターの格納庫の確保を行わない。国は、事業者に対して、防災ヘリコプターの運行要請時点から適切な時間内での飛行を想定しているため、その要請に応じ、業務履行が確実に実施できる場所に、事業者が防災ヘリコプターの格納庫を確保することが必要である。要請時点から飛行までの時間等の具体的な事項については、要求水準書（案）を参照すること。

V. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画（応募者又は事業者が本事業の実施について国との関係で作成する一切の計画（審査資料を含む。）をいう。）、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等は、事業契約書において定める。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが業務要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明したときその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② ①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、事業者は国に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他国又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により国又は事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国又は事業者は相手方に対し損害賠償の請求等を行うことができる。
- ④ 不可抗力の定義については、募集要項公表時に示す。

3 融資機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VII.法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

国は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国と事業者で協議する。

VIII. その他特定事業の実施に関する必要な事項

1 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 事業者との直接対話

本事業の主旨の理解促進を図るため、募集要項の公表に先立ち、事業者との直接対話を実施する。

① 開催日時

平成 25 年 9 月 6 日 (金) 9 時～12 時 13 時～16 時

② 参加申込

様式 1 「直接対話・参加申込書」に記入し、③の申込期限までに「4 本事業に関する問い合わせ先」に示す E-mail まで提出すること。また、件名は「防災ヘリコプター維持管理・運営事業・直接対話申込 ●●」(●●は企業名) とすること。

③ 申込期限

平成 25 年 9 月 4 日 (水) 16 時

④ 参加人数

1 社 4 名以内としてください。

⑤ 対話内容

原則非公開とする。ただし、国が必要と認めた場合、募集要項公表時の資料に反映する可能性がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

(4) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

① 受付期間

平成 25 年 8 月 28 日 (水) 実施方針公表後より

平成 25 年 9 月 13 日 (金) 16 時まで (必着)

② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式 2、3)に記入し、「4 本事業に関する問い合わせ先」に示す E-mail まで提出すること。なお、件名は「防災ヘリコプター維持管理・運営事業・質問・意見書 ●●」(●●は企業名) とすること。また、電話により着信を確認すること。文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。

③ 質問・意見に関するヒアリング

実施方針に関する質問又は意見のうち、国において確認が必要と判断したものについては、質問又は意見を提出した者から直接ヒアリングを行う場合がある。

④ 回答方法

国は、実施方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、関東地方整備局ホームページへ掲載する。

⑤ 回答公表予定日

平成 25 年 10 月 2 日（水）

(5) 実施方針の変更

国は、直接対話、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI 法第 6 条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。国は、実施方針の変更を行った場合は、関東地方整備局ホームページへの掲載により速やかに公表する。

2 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後の募集・選定スケジュールは、以下のとおり想定している。

詳細については、募集要項等公表時に示す。

平成 25 年 10 月初	特定事業の選定
平成 25 年 10 月初	募集要項の公表
平成 25 年 10 月末	募集要項等に関する質問の受付・回答
平成 25 年 11 月頃	企画提案書の提出
平成 26 年 12 月頃	優先交渉権者の選定
平成 26 年 2 月頃	基本協定の締結
平成 26 年 3 月頃	事業契約の締結

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)

4 本事業に関する問い合わせ先

関東地方整備局企画部防災課

住所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

電話 048-600-1333

E-mail kanto83-bousai08@ktr.mlit.go.jp

(添付ファイルを含め1MB以内とすること)

なお、事業の内容について、電話での直接回答は行わない。

様式-1 直接対話・参加申込書【提出期限：平成25年9月4日】

平成 年 月 日

防災ヘリコプター維持管理・運営事業
直接対話 参加申込書

「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」に関する直接対話について、下記の通り参加を申し込みます。

会社名		
会社所在地		
担当者	所属部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
参加者職氏名1		
参加者職氏名2		
参加希職氏名3		
参加希職氏名4		

- ※ 直接対話への参加を希望する企業ごとに提出してください。なお、本申込書を提出する場合には、別紙質問・意見書を必ず提出してください。
- ※ 担当者は、連絡および別紙質問・意見書内容の確認先となる方1名としてください。
- ※ 会場の都合上、参加人数を4名以内とします。

様式-2 実施方針に関する質問書【提出期限：平成25年9月13日】

平成 年 月 日

会社名		
会社所在地		
担当者	所属部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

質問件数	● 件
------	-----

1. No.	2. 資料名	3. シ	4. 行	5. 項目名	6. 質問

【記載要領】

- ① 質問は原則としてすべて公開して回答する。
- ② 質問は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。
- ③ 一つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、それぞれを互いに別の質問と見なし、各々別のセルに記載すること。
- ④ 別々の質問文間の相互参照を行わないこと。
- ⑤ 質問内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
- ⑥ 本様式には質問のみ記載し、意見は様式3を利用すること。
- ⑦ 「3.シ」の列には、当該質問対象箇所が記載されているページ番号を半角アラビア数字で記載すること。
- ⑧ 「4.行」の列には、当該質問対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
- ⑨ 「5.項目名」の列には、当該質問に該当する大綱(章等)より記入すること(英数字、カタカナは全角)。
記入例) I-1-(1)-ア
- ⑩ 上記⑦～⑩の記載をもとに質問を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

様式-3 実施方針に関する意見書【提出期限：平成25年9月13日】

平成 年 月 日

会社名		
会社所在地		
担当者	所属部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

意見件数	● 件
------	-----

1. No.	2. 資料名	3. シ	4. 行	5. 項目名	6. 質問

【記載要領】

- ① 意見は原則としてすべて公開して回答する。
- ② 意見は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。
- ③ 一つの箇所を対象に複数の意見を行う場合には、それぞれを互いに別の意見と見なし、各々別のセルに記載すること。
- ④ 別々の意見文間の相互参照を行わないこと。
- ⑤ 意見内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の意見を行わないこと。
- ⑥ 本様式には意見のみ記載し、質問は様式2を利用すること。
- ⑦ 「3.シ」の列には、当該意見対象箇所が記載されているページ番号を半角アラビア数字で記載すること。
- ⑧ 「4.行」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
- ⑨ 「5.項目名」の列には、当該意見に該当する大綱(章等)より記入すること(英数字、カタカナは全角)。
記入例) I-1-(1)-ア
- ⑩ 上記⑦～⑩の記載をもとに意見を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

別添資料 1 サービス対価の支払い方法（案）

防災ヘリコプター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の定める手続きにより、国が実施するものである。国は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価であるサービス対価を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、実施方針に定めるところと同じとする。

1. サービス対価の構成

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、本事業の事業期間終了日までの本業務の全般管理に係る費用（以下「全般管理業務費」という。）、防災ヘリコプターの確保に係る費用（以下「防災ヘリコプター確保費」という。）、防災ヘリコプターの維持に係る費用（以下「防災ヘリコプター維持費」という。）、防災ヘリコプターの運航に係る費用（以下「防災ヘリコプター運航費」という。）及び消費税等から構成されるものとする。

(1) 全般管理業務費

本事業契約の締結日から事業期間の終了日までの本事業全般を管理する費用及び事業者の税引前利益（金融費用に計上される部分を除く）とする。

(2) 防災ヘリコプター確保費

防災ヘリコプターの確保及び防災ヘリコプターの機体の損傷・滅失に対応可能な保険の付保並びにその確保に必要な費用を表 2 に定める期間及び回数で分割払いした場合における金融費用とする。

なお、金融費用には、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。金融費用の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とし、基準金利の詳細は 3.(3)2)②に示す。

(3) 防災ヘリコプター維持費

防災ヘリコプターの格納及び定期点検、修理改善（本作業に要する部品費を含む）等並びに試運転及び耐空検査等の検査及び証明に係る費用とする。

(4) 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプターの運航に係る航空燃料及び潤滑油、消耗品並びに防災ヘリコプター運航要員の労務に係る費用（運航体制の維持に係る費用を含む）及び防災ヘリコプター運航時における第三者への賠償に対応可能な保険の付保に係る費用とする。

ただし、本費用のうち防災ヘリコプターの飛行に係る費用（航空燃料、潤滑油、運航要員の労務に係る費用）及び運航体制の維持に係る費用（運航体制の維持における労務に係る費用）については、次に示す基準に相当する費用をサービス対価の対象とする。

なお、本事業を遂行するにあたり、当該基準（以下、「運航費用基準」という。）を超過した費用については、その実績に応じて、国及び事業者が事前に合意した単価に基づいて支払うものとする。

防災ヘリコプターの飛行に係る費用の基準：毎年度 20 時間

防災ヘリコプターの運航体制の維持に係る費用の基準：毎年度 50 日

(5) 消費税等

上記(1)から(4)までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

※国が事業者に貸与するヘリサット等の装備品に係る装着費及び維持管理費は、別途、国が負担する。

※事業者の提案による付帯事業に関する費用は、国は一切負担しない。

2. サービス対価の内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、表 1 に示すとおりとする。

表 1 サービス対価の内訳

	費用項目	費用の内容
サービス対価	全般管理業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業契約の締結日から事業期間の終了日までの本事業の全般管理費(事業者の開業に伴う諸費用及び一般管理費(人件費、監査費用等)、モニタリング費用等) ・事業者の税引前利益の一部(金融費用に計上される部分を除く)
	防災ヘリコプター確保費	防災ヘリコプターの確保に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・機体減価償却相当の費用 ・その他、防災ヘリコプターの確保に関して必要と認められる費用(機体保険付保に係る費用を含む) ・金融費用(資金調達に必要な融資等に係る金利及び事業者の税引前利益の一部)
	防災ヘリコプター維持費	防災ヘリコプターの維持に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・格納庫の確保費用(予備品の保管・管理に係る費用を含む) ・定期点検整備費用、修理改善費用、交換部品費用 ・予備品補充費用 ・試運転費用(ヘリポート使用料、航空燃料費、潤滑油費、運行要員の労務費、消耗品費を含む) ・耐空・無線等検査費用 ・予備品検査・証明費用 ・その他、防災ヘリコプターの維持に関して必要と認められる費用
	防災ヘリコプター運航費	防災ヘリコプターの運航に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用(東京ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む)の毎年度 20 時間相当分 ・国からの飛行命令により、直ちに飛行準備に着手できる運航体制の維持に係る費用(労務費に限る)の毎年度 50 日相当分 ・第三者乗客包括賠償責任保険の付保に係る費用 ・その他、防災ヘリコプターの運航に関して必要と認められる費用
	消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

3. サービス対価の算定及び支払方法

(1) 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において防災ヘリコプターの確保から維持管理・運航までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入する。

国はその対価を、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、原則として平準化して支払うものとする。

(2) 支払方法の基本的事項

サービス対価の支払は、年2回（国が事業者から適法な請求書を受領後30日以内、かつ、各半期末（9月末、3月末）の翌月まで）行うことを予定している。

表2 サービス対価の支払い方法

費用項目	支払い期間	回数	支払い方法
全般管理業務	平成27年度から 平成46年度 (半期ごと)	40回	防災ヘリコプターの 運航期間にわたり均 等に支払う。
防災ヘリコプター確保費			
防災ヘリコプター維持費			
防災ヘリコプター運航費			

(3) 各費用の算定方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払い額は、次の1)から5)のとおり算定する。

1) 本業務の全般管理費

全般管理業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、年2回全40回に分けて均等に支払う。

2) 防災ヘリコプターの確保に関する業務費

① 防災ヘリコプター確保費

防災ヘリコプターの機体減価償却費相当の費用及びその他防災ヘリコプターの確保に関して必要と認められる費用並びに金融費用から構成される防災ヘリコプター確保費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、各回の支払額が均等となるよう、年2回、全40回に分けて均等に支払う。

なお、金融費用の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とし、基準金利の詳細は下記②に示す。

また、事業者の提案により、機体減価償却費相当の費用について為替の変動を考慮する必要がある場合には、下記③に示す方法にて算定した額を機体減価償却費相当の費用とする。

② 金融費用

基準金利の確定日（以下「金利確定日」という。）は、事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において、機体減価償却費相当の費用が確定する事業者が提案する日とし、運航サービス開始 11 年度目にあたる平成 37 年度に、金利変動に基づく改定を行うこととする。

基準金利は、午前 10 時における東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示される 6 か月 LIBOR ベース (円/円) 10 年物円金利スワップレートとし、基準日は、次のとおりとする。

運航サービス開始日から運航サービス 10 年度目（平成 37 年 3 月まで）の金融費用
：事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転までの期間において、事業者が提案する日（機体減価償却費相当の費用が確定する日）

運航サービス開始 11 年度目から 20 年度目（平成 47 年 3 月まで）の金融費用
：平成 37 年 4 月 1 日の 2 営業日前の日

なお、企画提案書における提案価格の作成に当たっては、募集要項公表日のレートを企画提案書における提案価格の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、提案価格の算定に用いる（スプレッドの改定は行わない）。

③ 為替変動

事業者の提案により、機体減価償却費相当の費用について、為替の変動を考慮する必要がある場合、機体減価償却費相当の費用の確定日は、事業契約締結の日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において事業者が提案する日とする。

計算方法 : $AP'_t = AP_t \times (\alpha_{25} / \alpha_{24}) \times (\alpha_{27} / \alpha_{25})$

AP_t : 改定前の機体減価償却費相当の対価

AP'_t : 改定後の機体減価償却費相当の対価

α : 基準外国為替相場又は裁定外国為替相場（日本銀行国際局）

α_{24} : 平成 24 年 10 月に適用される基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

α_{25} : 平成 25 年募集要項公表月に適用される基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

α_{27} : 事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において、事業者が提案する日の属する月の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

3) 防災ヘリコプター維持費

防災ヘリコプターの維持に関する業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、年 2 回全 40 回に分けて均等に支払う。

4) 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプターの運航に関する業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業

期間の終了日までの期間に亘って、年 2 回全 40 回支払う。

なお、運航費用基準を超過した費用については、その実績に応じて、国及び事業者が事前に合意した単価に基づき、年 1 回全 20 回支払う予定である。

5) 消費税等

消費税等については、サービス対価の支払期毎に算定する。

(4) 1 円未満端数の取扱

提案価格の作成にあたっては、表 1 に定める費用項目別に、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和 25 年法律第 61 号）第 3 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

(5) サービス対価の減額措置

国は、事業期間に亘り、本事業に関する各業務の業績の監視を行い、「防災ヘリコプターの維持管理・運営事業に関する業務要求水準書（案）」（資料－1）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置については「防災ヘリコプターの維持管理・運営事業に関する業績等の監視及び改善要求措置の概要（案）」（募集要項公表時に示す。）によるものとする。

4. 提案価格及び入札価格との関係

提案価格は、サービス対価を構成する各業務費の見積価格の合計とし、入札価格は提案書に記載された金額を上限とする。

5. サービス対価の改定

(1) 基本的考え方

防災ヘリコプターの確保に関する業務費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び為替変動相当分並びに、防災ヘリコプターの運航サービス開始 11 年度目における基準金利の改定を除き、原則として改定を行わない。

それ以外の費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、P F I 手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

(2) 防災ヘリコプター確保費以外のサービス対価の物価変動に基づく改定

1) 改定の対象となる費用

全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費、防災ヘリコプター運航費(労務費に限る)

2) 改定時期

物価変動リスクを踏まえたサービス対価の改定時期は、次のとおりとする。

① 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

② サービス対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の支払に反映する。

3) 改定方法

① 全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費

改定対象費用の改定は、前回改定時の指標に対して現指標が3ポイント以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 | \geq 3 ポイント

② 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプター運航費(労務費に限る)の改定は、前回改定時の所定内給与額に対して現在の当該金額が20千円以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない場合については、事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の当該金額を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の所定内給与額 - 前回改定時の所定内給与額 | \geq 20千円

表3 物価変動に伴うサービス対価の改定に用いる指標

費用項目	使用する指標
全般管理業務費	「企業向けサービス価格指数」:『機械修理』 (消費税抜き、物価指数月報・日本銀行調査統計局)
防災ヘリコプター維持費	「企業向けサービス価格指数」:『機械修理』 (消費税抜き、物価指数月報・日本銀行調査統計局)
防災ヘリコプター運航費	「賃金構造基本統計調査」:『航空運輸業』 (企業規模計、所定内給与額・厚生労働省大臣官房統計情報部)

それぞれの対価について、改定前のサービス対価を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

① 全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費の改定計算方法

計算方法 : $BP'_t = BP_t \times (CSPIn / CSPIm)$

m : 前回改定時年度 (契約後未改定の場合は、事業契約締結年度)

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度 (t : n+1、…、事業終了年度)

Bp_t : 改定前の t 年度の該当業務 (全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費) の対価

Bp'_t : 改定後の t 年度の該当業務 (全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費) の対価

CSPI : 企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m 年度の価格指数

CSPIn : 今回改定時の評価指標である、n 年度の価格指数

(計算例)

平成 29 年度の支払いが 1,000,000 円、前回改定時の指標である平成 25 年度の指数が 95、平成 28 年度の指数が 105 の場合：

平成 28 年度時点における改定実施の判断

$$= \text{平成 28 年度指数 [105]} - \text{平成 25 年度指数 [95]} = 10 \geq 3 \text{ ポイント}$$

平成 28 年度時点における改定率（平成 27 年度の物価反映）

$$\begin{aligned} &= \text{平成 28 年度指数 [105]} \div \text{平成 25 年度指数 [95]} = 1.10526\dots \\ &= 1.1052 \text{ (小数点以下第 4 位未満切り捨て)} \end{aligned}$$

平成 28 年度の対価（改定後）

$$= \text{平成 28 年度の対価 (改定前)} [1,000,000 \text{ 円}] \times 1.1052 = 1,105,200 \text{ 円}$$

② 防災ヘリコプター運航費（労務費に限る）の改定計算方法

計算方法： $CP'_t = CP_t \times (BSWS / BSWS_m)$

m：前回改定時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n：今回評価時年度

t：今回費用改定をする対価の対象年度（t：n+1、…、事業終了年度）

CP_t ：改定前の t 年度の該当業務（防災ヘリコプター運航費（労務費に限る））の対価

CP'_t ：改定後の t 年度の該当業務（防災ヘリコプター運航費（労務費に限る））の対価

BSWS：賃金構造基本統計調査(Basic Survey on Wage Structure)による所定内給与額

$BSWS_m$ ：前回改定時の評価である、m 年度の所定内給与額

$BSWS_n$ ：今回改定時の評価指標である、n 年度の所定内給与額

(計算例)

平成 29 年度の支払いが 1,000,000 円、前回改定時の所定内給与額である平成 25 年度の当該金額が 456.0 千円、平成 28 年度の指数が 478.8 千円の場合：

平成 28 年度時点における改定実施の判断

$$\begin{aligned} &= \text{平成 28 年度指数 [478.8 千円]} - \text{平成 25 年度指数 [456.0 千円]} \\ &= 22.8 \text{ 千円} \geq 20 \text{ 千円} \end{aligned}$$

平成 28 年度時点における改定率（平成 27 年度の賃金反映）

$$= \text{平成 28 年度指数 [478.8 千円]} \div \text{平成 25 年度指数 [456.0 千円]} = 1.05$$

平成 28 年度の対価（改定後）

$$= \text{平成 28 年度の対価 (改定前)} [1,000,000 \text{ 円}] \times 1.05 = 1,050,000 \text{ 円}$$

別添資料2 リスク分担表（案）

国と事業者とのリスク分担については、下表を想定している。

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				国	事業者	
共通	企画提案応募リスク	1	募集要項等提示資料の内容の変更に伴う損害等	○		
	企画提案応募費用リスク	2	企画提案応募に関する費用		○	
	契約締結（未締結・遅延）リスク	3	国の責任により契約が未締結又は遅延することによる増加費用及び損害	○		
		4	上記以外の事由により契約が未締結又は遅延することによる増加費用及び損害		○	
	業務実施企業等に関するリスク	5	業務を委託し、又は請け負わせる企業（業務実施企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	業務実施企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用及び損害については、事業者が負担する。
	支払遅延・支払不能リスク	6	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		7	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	8	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	事業に関する資金調達はすべて事業者の責任において実施する。
	金利変動リスク	9	基準金利確定日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期に基準金利を企画提案時のものから改定し、確定することを想定。
		10	基準金利確定日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	11	国が本事業に関連して別途発注する業務において国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	12	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		13	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		14	本事業の維持、管理、運航に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	15	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による増加費用	○		
		16	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
	物価変動リスク	17	ヘリ確保・運航前までの物価変動	△	○	事業遂行上重大な支障があると認められる場合には協議を行う。
		18	維持管理、運航期間中の物価変動（事業契約で定めた水準以内）		○	
		19	維持管理、運航期間中の物価変動（上記を超えるもの）	○		

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				国	事業者	
	不可抗力リスク	20	不可抗力（大規模な天災（大地震、大噴火等）又は人的災害（戦争、放射能、テロ等））により生じる増加費用及び損害	○	△	増加費用及び損害について、維持期間中は維持費の、運用期間中は当該年度の運用・維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超過した金額を国が負担する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。
	保険付保リスク	21	保険契約の締結及び保険料の変動による増加費用及び損害		○	
	第三者への損害リスク	22	国の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○		
		23	上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○	
	要求水準確保に係るリスク	24	要求水準の達成に要する費用		○	
	要求水準変更等リスク	25	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、国の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合には、減額する。
		26	上記以外の事由による要求水準の変更により生じる増加費用又は事業費の減少		○	
	許認可取得リスク	27	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（国が取得する許認可）	○		ただし、事業者の債務不履行による場合を除く。
		28	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（上記以外）		○	
	事業の中断、中止リスク	29	国の指示又は政策変更によるもの中断又は中止により生じる増加費用及び損害	○		
		30	上記以外の事由による中断又は中止により生じる増加費用		○	
	知的財産権侵害のリスク	31	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償	△	○	事業者は国に生じた損害費用についても補償する。ただし、国の指定に起因する場合は国が第三者に補償する。
	国の提示資料に関するリスク	32	国の提示資料の誤り・変更に起因する増加費用	○		
	臨機の措置に関するリスク	33	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	近隣対策リスク	34	防災ヘリ保管場所に関連する責任及び費用		○	
	環境対策リスク	35	事業者が実施する業務に係る環境対策の実施の責任及び費用		○	
	秘密保全リスク	38	事業者の帰責事由による秘密情報等の漏洩等による損害		○	
	防災ヘリ事業以外の事業リスク	39	防災ヘリ事業以外の事業に起因する増加費用及び損害		○	提案がある場合のみ。

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考	
				国	事業者		
	技術リスク	40	国の指示による技術等の結果により生じた増加費用及び遅延	○			
		41	上記以外の事由により生じた増加費用及び遅延		○		
	ヘリ確保遅延リスク	42	国の帰責事由による遅延により生じた増加費用	○			
		43	事業者の帰責事由による遅延により生じた増加費用及び損害		○	ヘリ確保及び運航前の機体の維持の遅れを含む。	
		44	上記以外の事由による遅延により生じた増加費用及び損害	△	○	遅延に伴う増加費用及び事業者が生じる損害は事業者が負担する。遅延に伴い国に生じる損害は国が負担する。	
	維持管理・運航段階	運航開始遅延リスク	45	国の帰責事由による遅延により生じた増加費用	○		
			46	事業者の帰責事由による遅延により生じた増加費用及び損害		○	ヘリ確保若しくは運航前の機体の維持の遅延又は運航体制構築若しくは人員確保の遅延に起因する運用開始遅延を含む。
47			上記以外の事由による遅延により生じた増加費用及び損害	△	○	遅延に伴う増加費用及び事業者が生じる損害は事業者が負担する。遅延に伴い国に生じる損害は国が負担する。	
維持管理リスク		48	機体の維持管理に関する費用		○		
		49	設備・機器の陳腐化したことへの対応費用（国が提供した設備・機器を除く）		○		
機体損傷リスク		50	国の帰責事由（国の指示・提示条件に起因するものを含む）による機体損傷（性能低下、運航短期化等）による損害	○			
		51	事業者が実施した業務（確保・維持及び運航）の不備に起因する機体損傷（性能低下、運航短期化等）による損害		○		
	52	上記以外に事由による機体損傷（性能低下、運航短期化等）による損害	○	△			
運航体制の維持・管理	53	運航に必要な人員の確保、体制の構築に関すること		○			
事業終了段階	契約解除リスク	54	国の帰責事由による契約解除	○			
		55	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。	
		56	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用及び損害を負担する。	
		57	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用及び損害を負担する。	

- このリスク分担表は、特定事業における国及び事業者間のリスク分担を整理するものである。
- このリスク分担表において、増加費用及び損害とは合理的であると認められる範囲の本事業に関する増加費用及び損害をいう。